

# CISTEC

## 賛助会員入会へのお誘い

CISTECは  
グローバルビジネスを  
展開されている賛助会員企業の  
輸出管理体制を  
強力に支援いたします。

# 輸出管理は、安全保障の上だけ 企業の危機管理にとっても極めて

## 最近の諸情勢

テロの頻発！地下鉄サリン事件(95年)、米国同時多発テロの種  
ロンドン地下鉄・バス爆破事件(05年)、大量破壊兵器調達のため  
イランの核開発疑惑！(06年～)外国工作員らによる機微技術の流  
北朝鮮の核実験、ミサイル発射(06年～13年)

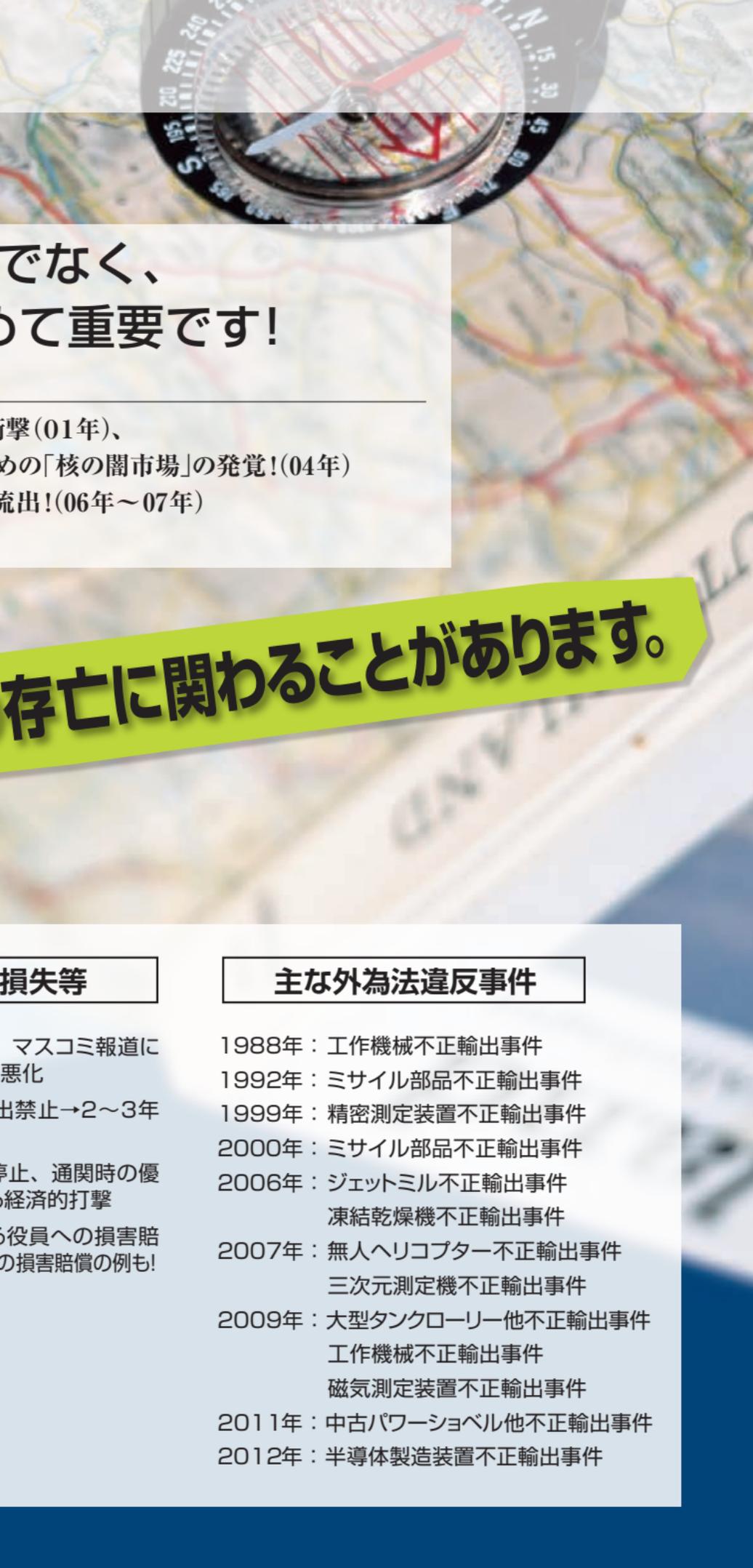
## 輸出管理の成否が、企業の

### 存亡に関わる危険性

通常兵器や核兵器・ミサイル、生物・化学兵器に使われうるハイテク製品の輸出や技術の移転は、外為法によって、国の許可が必要です。無許可輸出で違反を問われると、経営に大きな打撃となり、存亡に関わる事態に発展する可能性もあります。

### 予想される

- 刑事事件への発展、よる企業イメージの
- 行政制裁による輸出の輸出禁止も!
- 様々な入札の資格停  
遇措置の喪失による
- 株主代表訴訟による  
償請求→約13億円も



でなく、  
って重要です!

打撃(01年)、  
初の「核の闇市場」の発覚!(04年)  
流出!(06年～07年)

**存亡に関わることがあります。**

## 損失等

マスコミ報道に  
悪化  
輸出禁止→2～3年  
停止、通関時の優  
経済的打撃  
役員への損害賠  
の損害賠償の例も!

## 主な外為法違反事件

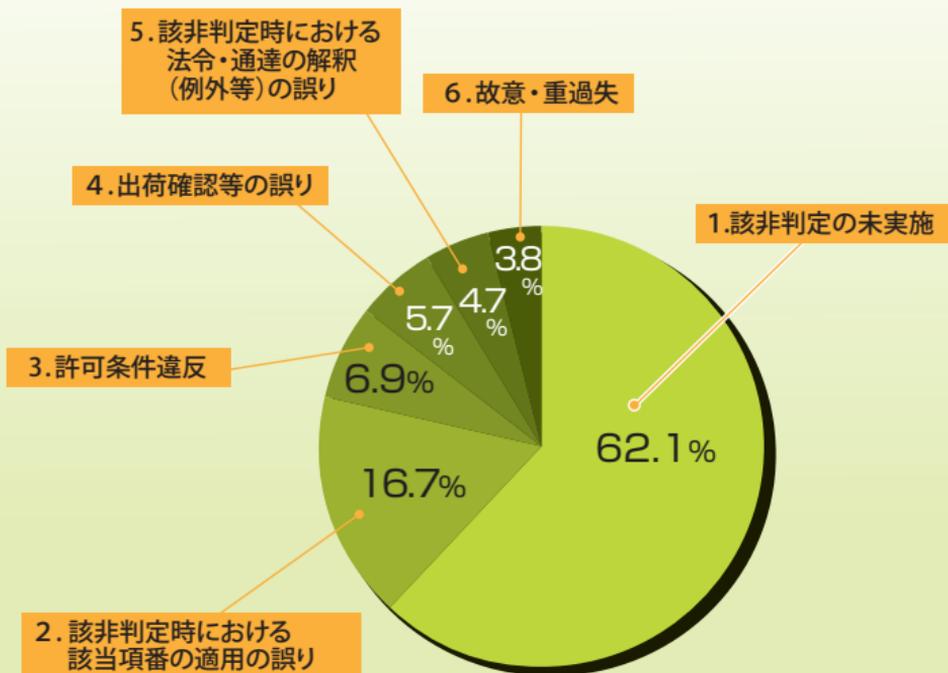
- 1988年：工作機械不正輸出事件
- 1992年：ミサイル部品不正輸出事件
- 1999年：精密測定装置不正輸出事件
- 2000年：ミサイル部品不正輸出事件
- 2006年：ジェットミル不正輸出事件  
凍結乾燥機不正輸出事件
- 2007年：無人ヘリコプター不正輸出事件  
三次元測定機不正輸出事件
- 2009年：大型タンクローリー他不正輸出事件  
工作機械不正輸出事件  
磁気測定装置不正輸出事件
- 2011年：中古パワーショベル他不正輸出事件
- 2012年：半導体製造装置不正輸出事件

## ●法令の知識不足で、法令違反に問われるケースが少なくありません。

- 法令の存在や内容を知らなかったではすまされません。  
法令違反に問われるケースはマスコミに大きく報道されるもの以外に多数あります。
- 経済産業省における抜き打ち的な立入検査も頻繁に行われています。  
法令違反に対する警告・社名公表、嚴重注意等の処分や長期にわたる行政指導の対象になるものは決して少なくありません。

出所：経済産業省

### 最近の違反原因分析



注) 該非判定(がいひはんてい)

輸出しようとする物又は提供しようとする技術が法令で規制されているものであるか否かを判定すること。

## ●海外子会社や現地法人の輸出管理も重要になっています。

**「海外の子会社や現地法人は関係ない」と  
考えるとしたら、大きな間違いです。**

- 海外の子会社等への輸出や、出向社員との間の技術情報のやりとりも規制対象です。
- 海外の現地法人が、「核の闇市場」など大量破壊兵器関係資機材の国際調達網に関わってしまうケースもあり、日本の外為法により立件されたり、米国の経済制裁措置の適用対象となる場合もあります。

## ●米国による輸出規制の対象となることもあり得ます。

- 米国の再輸出規制は、日本からの、米国産の規制対象製品の再輸出にも及びます。
- 米国製部品等を組み込んだ製品の輸出企業は、日本の輸出規制（外為法）だけでなく、米国の再輸出規制の動向にも注意を払う必要があります。

## ●最近の経済制裁措置の動向にも十分気を配る必要があります。

- 最近では、北朝鮮によるミサイル発射や核実験、イランによる核開発疑惑を踏まえ、国連安保理決議に基づき、または我が国単独での厳しい輸出入規制が行われています。
- 更に、米国では、懸念国への輸出に関与した外国企業に対して制裁を課す事例も見られ、我が国企業の海外法人が指定される例も出てきています。

## ●中小企業や大学も、輸出管理と無縁ではありません。

- 中小メーカーが、取引先の商社から外為法に基づく該非判定を求められ、困惑するケースもしばしば見られます。
- 海外からの研修生や留学生を受け入れる場合、海外の大学間での国際共同研究等を行う場合など、技術の内容、移転の態様次第では、国内移転でも規制対象になることがあります。提携先の大学等が軍と密接な関係がある場合もあり得ます。

## ●適正な企業の自主管理が、大きなメリットをもたらします。

自主管理は、企業の社会的責任として当然のことではありますが、それが適正であると認定されると、大きなメリットがあります。

- 包括許可制度により、貨物や技術によっては、輸出に係る手続きが簡素化されます。
- 関税法に基づく保税上の優遇措置が受けやすくなります。それにより、保管費用、手続き負担が大きく軽減されるほか、今後は輸出相手国での通関も簡素化されるようになります。

**CISTECは、  
企業の自主管理を強力に  
サポートします！**

《賛助会員の特典》

## ●複雑な輸出管理実務についての専門家による相談等

無料

- 法令内容、規制対象かどうかの該非判定など、適切なコンサルティングを実施。
- 直接面談や電子メールによる相談
- 当局の指導案件に係る相談窓口の利用
- 会員相互に質疑応答や情報提供ができる交流の場「賛助会員コミュニティ」や「総合 Q&A データベース」の利用
- 社内研修会への講師派遣(半額)
- 該非判定支援サービス(割引)
- 輸出管理監査・体制整備支援サービス(割引)

## ●実効的な輸出管理に直結する出版物の提供

半額

- 輸出規制対象貨物等についての詳細なガイダンスの発行(電子書籍を含む)
- 基礎レベルから専門レベルまで、多岐にわたる解説書、法令集等の発行・販売
- 該非判定に便利な帳票「パラメータシート」や「項目別対比表」の発行
- 米国や欧州等の最新の法制度や手続きのガイダンスの発行
- 現地法人等の海外拠点の輸出管理指導に役立つガイダンスの発行
- 輸出管理の最新情報やトピックスを盛り込んだCISTECジャーナルの発行(電子版及び書籍(1部)無料)
- 通関の簡素化に資する非該当品の型式情報の集約・税関等への提供

半額

## ●研修会・講演会の実施

- 基礎レベルから実務の詳細に至るまで、多彩な研修会の開催
- わかりやすいWebセミナー等の提供(研修会の録画(有料)、各種Webセミナー等)

半額

## ●多岐にわたる総合データベースのサービス提供

- CHASER コーナー：エンドユーザーチェックに役立つ顧客情報の提供
- 該非判定コーナー：該非判定に便利な帳票「パラメータシート」や「項目別対比表」の電子データでの提供
- 国内法令コーナー：輸出関連政省令、通達類の最新版や改正情報の提供、検索システムの提供
- ガイダンスコーナー：ガイダンス類の横断検索や印刷が可能なガイダンスデータベースの提供
- 賛助会員コーナー：最新ニュース、海外法制度の動向、委員会活動の状況などの各種情報を提供(無料)。

無料

## ●企業に大きなメリットを与えるCP(法令遵守規定)の作成指導

- 特別一般包括許可等の取得の前提となるCPのモデル規定の発行、作成指導
- ※財務省と経産省の連携により、上記CPを取得すれば、保税上の優遇措置の取得も容易になります。海外諸国の当局との連携により、輸出先国での通関も容易になります。

無料

## ●産業界や政府との交流に役立つ安全保障輸出管理委員会の活動参加

- 規制当局との直接対話、産業界からの意見具申に際しての自社要望の反映
- 他社の輸出管理部門との情報交換や共同研究
- 欧米の輸出管理当局、関係団体との国際交流

# CISTECの 賛助会員への加入を 是非ご検討下さい

## 賛助会員年会費

資本金1億円超	賛助会員子会社	資本金1億円以下
<b>80万円</b>	<b>40万円</b>	<b>40万円</b>

※半期ないしは四半期ごとの分割払いもできます。

※賛助会員子会社は賛助会員の出資比率が50%超の法人をいいます。

なお、以下の条件に該当する場合は、会費を割引しております。

条 件	会費(年額)
1 賛助会員の単独100%子会社 (持ち株会社の子会社を除く。)	35万円
2 資本金3億円以下の純粋中小企業及び公的研究機関	35万円
3 100%出資の子会社が5社以上または50% 超出資の子会社が10社以上賛助会員になって いる親会社	60万円 (親会社の会費が 40万円の場合は 30万円)

平成22年10月より、親会社及び子会社のグループ入会制度を設けました。賛助会費については、親会社及び子会社のグループ入会企業数が4社以上の場合は、各社個別に入会された場合と比較し、3社を超える企業1社あたり5万円の割引となります。

詳細につきましては、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

- 自社製品の輸出の実態が伴っていない企業、我が国の輸出管理上その入会が適当ではないと認められる企業等については、賛助会員入会をお断りする場合があります。

# CISTEC

一般財団法人  
安全保障貿易情報センター

Center for Information on Security Trade Control

〒105-0001 東京都港区虎ノ門 1-1-21 (新虎ノ門実業会館4階)

□お問い合わせ

TEL.03-3593-1148 / FAX. 03-3593-1137

<http://www.cistec.or.jp/>